

## ◎年末の御寄附の取り扱いについて

日頃より町政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大多喜町ふるさとづくり寄附金の年内の対応につきましては、次のとおり御案内します。

| お支払い方法                   | 年内の寄附として扱える御入金等の期日   |
|--------------------------|--|
| クレジットカード・<br>マルチペイメント決済  | R7年12月31日までに決済を完了してください。<br>※決済手続きが完了した日が入金日となります。<br>※申込日が12月31日でも入金日が1月1日の場合はR7年分の確定申告には使用できませんのでご注意ください。          |
| 郵便振替<br>コンビニ払い<br>ペイジー払い | 年内の郵便振替用紙の発送、コンビニ払い・ペイジー払いの受付はR7年12月14日のお申込み分まで行います。<br>年内に入金していただければR7年分の確定申告に使用できます。<br>※郵便振替用紙は、お申込み後1週間程度で発送します。 |
| 大多喜町役場窓口での直接納付           | R7年12月26日（午前中）までに財政課へお越しください。  |

## ◎ワンストップ特例制度の取り扱いについて

ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）の提出期限は令和8年1月10日（土）【大多喜町役場 必着】です。

同制度を利用される方は、お早めに申請書を御提出ください。

ふるさと納税お申し込み時にワンストップ特例申請書をご希望された場合でも、過去に自治体マイページよりオンラインワンストップ申請実績がある場合は、ワンストップ特例申請書はお送りいたしませんのでご了承ください。

圧着葉書により寄附金受領証明書のみお送りいたします。

（ワンストップ特例申請書が必要な場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書第55号の5」をダウンロードしてご使用ください。）

ワンストップ特例申請書をご希望されたうえで、過去に自治体マイページよりオンラインワンストップ申請実績が無い場合は、封書により寄附金受領証明書とワンストップ特例申請書をお送りいたします。

大多喜町役場財政課窓口での直接納付でワンストップ特例申請をご希望される場合は、その場で手続きをさせていただきます。

※マイナンバーカード等必要書類と印鑑をお持ちください。

※窓口受付は令和7年12月26日（午前中）までです。

○大多喜町役場は、12月27日から1月4日まで閉庁日となります。

その間におけるお問い合わせに対しましては、誠に申し訳ございませんが1月5日以降の対応となりますので御了承ください。

## ◎ワンストップ特例制度について

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

### ●ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）提出期限

**令和8年1月10日（土）大多喜町役場必着**

※郵便状況や予期せぬトラブルによって期日に間に合わない可能性もありますので、お早めの提出を推奨いたします。

### ●ワンストップ特例制度を利用するための条件

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である  
（年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を申請してください。）
- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である  
（令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体数が5以下である寄附者。）

### ●必要な添付書類

- ・マイナンバー（個人番号）制度の導入により地方税法施行規則等の一部が改正され、寄附金税額控除に係る申請書についても、個人番号を記入することとされました。
- ・当該申請書を提出いただく際には、法令で定められている個人番号と本人確認をさせていただきます。

|                    | 添付書類                         |
|--------------------|------------------------------|
| 個人番号カードを持っている場合    | 「個人番号カードの表裏のコピー」             |
| 通知カードを持っている場合      | 「通知カードのコピー」と「本人確認の書類」        |
| 個人番号カードも通知カードもない場合 | 「個人番号が記載された住民票の写し」と「本人確認の書類」 |

### ※本人確認の書類について

- ・写真表示のあるもの（運転免許証、パスポートなど）の場合、いずれか1点
- ・写真表示のないもの（印鑑登録証明書、年金手帳など）の場合いずれか2点

※個人番号カードや通知カードにつきましては《総務省の Web サイト マイナンバー制度》をご覧ください。